

熊本県ホワイト物流推進環境整備補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県商工労働補助金等交付要項（以下、「交付要項」という。）第15条の規定に基づき、物流の停滞が懸念される2024年問題が目前に迫る中、県民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、運送事業者と連携して物流の効率化に取り組む荷主事業者を支援することを目的に、熊本県補助金等交付規則（以下、「交付規則」という。）第2条第4項第1号に規定する補助金を交付する公益社団法人熊本県トラック協会（以下、「補助事業者」という。）を対象とした熊本県ホワイト物流推進環境整備補助金（以下、「補助金」という。）の申請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を経営する者をいう。

2 この要領において「荷主事業者」とは、次の各号のいずれにも該当する事業者をいう。

- (1) 自らの事業（貨物の輸送の事業を除く。）に関し、貨物を継続して運送事業者へ輸送させている者（農業協同組合、熊本県経済農業協同組合連合会又は熊本県果実農業協同組合連合会を除く。）
- (2) 熊本県内に本社又は営業所を有している者

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第3条 交付要項第2条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとし、補助金額は予算の範囲内で決定する。

(補助金の交付申請)

第4条 交付要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 交付規則第7条第1項に規定する変更事由は、次のいずれかのおりとする。

- (1) 補助事業に係る内容の変更（前条の事業計画書に掲げる事業の目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業効率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合を除く）
- (2) 補助事業に要する経費のうち、経費区分毎の配分額の20%を超える変更

2 前項の変更事由に当たる変更をしようとするときは、交付要項第5条第2項の規定により変更申請書を提出し、添付すべき事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付要項第9条第3項の規定にかかわらず、その日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、同条第1項の規定による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 同条第2項第2号により実績報告書に添付すべき書類は、別記第3号様式によるものとする。

3 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了することが明らかである場合は、当該会計年度の3月25日までに当該会計年度中の実績について前2項に準ずる書類を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 補助事業により取得し又は効用が増加した財産のうち、交付規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜き単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用する。

(不正受給等の対応)

第8条 補助事業者が行う事業の実施にあたり、虚偽の申請等により不正受給等の不測の事態が生じた場合には、県及び補助事業者との協議のうえ、対応するものとする。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）1月19日から施行する。

別表

区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 率
1 管理運営事業	事業実施に要する人件費※、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、借料・損料、委託費、その他知事が必要と認める経費 ※ 他の国・県等の補助金との重複計上は不可	10/10以内
2 補助金交付事業	熊本県ホワイト物流推進環境整備補助金の交付に要する経費 1 補助金の交付対象者 交付申請時点において、国の「ホワイト物流」推進運動に参画し、物流の効率化に向けて運送事業者と連携して取り組んでいる荷主事業者 2 補助金の交付対象経費 物流の効率化に資する次のいずれかに該当する取組みに要する経費 (1) トラック輸送に使用する統一規格のパレット等の製品や備品の導入 (2) 手荷役作業の軽減に資するフォークリフト、ハンドリフト、カゴ台車等の機器の導入 (3) 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する予約受付等のシステムの導入 (4) その他知事が必要と認めるもの 3 補助対象外経費 (1) リース契約に基づく費用 (2) 不動産の取得に係る費用 (3) 保証料、保険料、手数料、租税公課 (4) その他知事が不相当と認めるもの 4 補助金の交付額 上記2の交付対象経費（消費税及び地方消費税は含まない）に3/4を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て） 5 補助金の交付上限額 1事業者当たり100万円とする	10/10以内